

阿賀町バイオマス活用推進計画
(令和5年度～令和14年度)

令和5年3月

新潟県阿賀町

目次

はじめに.....	1
(1) バイオマスとは.....	1
(2) バイオマスの活用に係る国及び新潟県の動向.....	1
(3) これまでの阿賀町の取り組み.....	2
(4) バイオマス活用と SDGs の関係.....	2
1 計画策定の目的.....	4
2 計画の期間.....	4
3 計画の対象範囲.....	4
4 阿賀町の現状.....	4
(1) 地理的特色.....	5
(2) 社会的特色.....	6
(3) 経済的特色.....	8
(4) 行政上の地域指定.....	11
(5) バイオマス活用に関する近年の動向.....	12
5 バイオマスの活用の現状と課題.....	13
(1) 現状.....	13
(2) 課題.....	16
6 バイオマスの利活用に関する取り組みの方針と内容.....	17
(1) 取り組みの方針.....	17
(2) 具体的な取り組みの内容及び工程.....	19
(3) バイオマス利活用に向けた目標の設定.....	25
7 実施体制.....	28
8 中間評価と事後評価の方法.....	29
(1) 中間評価.....	29
(2) 事後評価.....	29

はじめに

(1) バイオマスとは

バイオマス (biomass) とは生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石炭や石油などの化石資源を除いたもの」です。

バイオマスは、その燃焼等により排出される二酸化炭素 (CO₂) が生物の成長過程で大気中から吸収されたものであることから、利用によって大気中の CO₂ を増加させないという「カーボンニュートラル」の特性を持ちます。また、太陽と大気と水があれば持続的に再生可能な資源であり、様々な製品やエネルギーとして活用を進めることで、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、新たな産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化、さらにはエネルギー供給源の多様化等が図られるものと期待されています。

(2) バイオマスの活用に係る国及び新潟県の動向

2020年(令和2年)10月に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、国内において脱炭素への取り組みがさらに加速しています。それに伴い、バイオマス発電を含めた再生可能エネルギーの導入がより求められています。

バイオマスの活用に関する国の動向としては、平成14年にバイオマス・ニッポン総合戦略を策定、平成21年にはバイオマス活用推進基本法を制定し、同法に基づき平成22年にバイオマス活用推進基本計画を定め、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成28年に改定された第2次バイオマス活用推進基本計画では、地域が主体となった事業を創出し、農林漁業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく施策を推進してきました。

さらに、令和4年に改定された第3次バイオマス活用推進基本計画では、下水汚泥などを含めた総合的なバイオマスの利用の推進や、バイオプラスチックなどの新たな技術開発によるバイオマス産業の創出などにより、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止などに貢献していくことに重点を置いています。

新潟県においては、広大かつ変化に富んだ大地を活かした農林水産業が盛んなことに加え、米菓・もち製造をはじめとする全国有数の食品産業が集積しており、バイオマスが豊富に存在していることから、平成16年に「農業」、「森林」、「多様な地場産業」を活かした重点推進方策を含めた「バイオマスにいがた」構想を策定(平成18年改訂)し、「にいがたらしさ」があふれるバイオマス活用を推進してきました。

また、平成26年2月に「新潟県バイオマス活用推進計画」を策定し、平成25年度から令和6年度までの12年間を計画期間(第一期:平成25~28年度、第二期:平成29~令和2年度、第三期:令和3~6年度)として、バイオマスの利用拡大や高度利用の一層の促進を図っています。

(3) これまでの阿賀町の取り組み

阿賀町では、国や新潟県の動向を踏まえて平成 22 年 3 月に「阿賀町バイオマスタウン構想」を策定しました。

構想を基に、バイオマスの利活用によって、恵まれた自然を守り、自然を活かし、地場資源を最大限に活用した地域性あふれる魅力的な産業の育成を図ることで、若者や子どもたちが夢と希望を持って暮らしていくことができるまちづくりを進めてきました。

特に、森林整備を進め間伐材などの木材資源を活用した「木質バイオマスの燃料化」を中心に、廃食用油等の「バイオディーゼル燃料（BDF）化」、「堆肥化」の 3 本柱として、それらを複合的かつ総合的に推進してきました。

中でも、「木質バイオマスの燃料化」においては、公共施設へのペレットボイラーの整備の推進や、阿賀町木質バイオマス燃料等製造施設の整備による木質ペレットの製造や販売など、積極的な取り組みを行ってきました。

今後は、社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえて、本計画を基に阿賀町の特徴を活かしたバイオマスの利活用によるまちづくりを進めていきます。

(4) バイオマス活用と SDGs の関係

「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015 年 9 月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、「誰一人取り残さない」ことを目指した国際社会共通の目標のことで、SDGs は 17 の目標から構成されています。

阿賀町では、バイオマスの活用により貢献度の大きい 8 つの目標の実現を目指します。

表 1 バイオマスの活用により貢献度の大きい目標と理由

NO.	目標	理由
1	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  13 気候変動に 具体的な対策を	バイオマス燃料は、大気中の CO ₂ を増加させないため、「クリーンなエネルギー」として位置づけられています。バイオマス燃料の利活用を促進することで、クリーンなエネルギーの普及と地球温暖化の原因となっている CO ₂ の排出量の削減に繋がります。
2	 8 働きがいも 経済成長も  9 産業と技術革新の 基盤をつくらう  11 住み続けられる まちづくりを	豊富な森林資源を活用したバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入や木質バイオマスの利活用を促進することで、林業などの地域内の関連産業の振興や阿賀町の特徴を生かしたまちづくりの発展に繋がります。

NO.	目標	理由
3		<p>資源として活用されるバイオマスの一つに「廃棄物系バイオマス」があります。家畜排せつ物や食品廃棄物、下水汚泥などが該当しますが、特に食品廃棄物や生ごみの活用は「食品ロス」への取り組みに繋がります。</p>
4		<p>資源として活用されるバイオマスの一つに「未利用系バイオマス」があります。稲わらやもみ殻、間伐材、林地残材などが該当します。中でも、木質バイオマスと言われる間伐材や林地残材の活用を促進することで、森林機能の向上に繋がります。</p>
5		<p>バイオマスの利活用においては、林業事業者などの木質バイオマスの供給者や、木質ペレットなどの燃料を利用する需給者など、多くのステークホルダーとの連携が必要になるため、目標の達成にはパートナーシップは欠かせません。</p>

1 計画策定の目的

阿賀町の最上位計画である「第2次阿賀町総合計画」（以下、「総合計画」）では、「豊かな自然・かがやく文化 みんなで築く安心のまち」の基本理念のもと、地域資源の活用と自然環境の保全を推進することを基本目標の一つとしています。

特に、新世代エネルギーの利活用に関しては、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消化や環境負荷軽減に貢献しながら関連産業の振興に繋げていく必要があるとしており、木質バイオマスの利活用や再生可能エネルギーの導入の促進を基本目標としています。

これを踏まえて、本計画では、総合計画が示す基本目標をより具体化することを前提としたうえで、バイオマスの活用による①地域の脱炭素化、②循環型地域社会の実現、③関連産業の振興を推進することを目的とします。

2 計画の期間

計画期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、今後の社会情勢の変化を踏まえ、中間評価結果に基づき概ね5年後に見直すこととします。

3 計画の対象範囲

阿賀町全域

4 阿賀町の現状

阿賀町は、新潟県の東部に位置し、町の東側は福島県の県境と接しています。なお、この地域は奥阿賀とも呼ばれています。

平成17年に新潟県東蒲原郡の旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の4町村が合併し、阿賀町となりました。町名の由来は地域を流れる阿賀野川からとったものです。



図1 阿賀町の広域的位置

(1) 地理的特色

ア 地勢

阿賀町は、津川盆地に代表される丘陵傾斜地となっています。町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた山間地域となっています。中心部は比較的平坦ですが、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれており、北に大きく飯豊山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っています。

北部地域（阿賀野川の右岸側）は飯豊山地の南縁にあたり、大日岳（標高 2,128m）、飯豊山（標高 2,105m）を含む「磐梯朝日国立公園」に指定されています。また、西部地域は、五頭山（標高 912m）を中心に「五頭連峰県立自然公園」に指定されています。南部地域（阿賀野川の左岸側）は、越後山脈の北縁にあたり、御神楽岳（標高 1,386m）を中心とする山々で構成されています。地域の中央部を東から西に横断して阿賀野川が流れています。沿川は「阿賀野川ライン県立自然公園」に指定されています。

面積は 952.89 km²で、新潟県面積の約 7.6%を占めており、その広さは県内 31 市町村で村上市、上越市に次いで 3 番目の規模となります。

イ 気候

日本海側気候と内陸性気候の特徴を併せ持ち、年間の平均気温は 11℃～12℃ですが、年間を通じての気温差が 30℃もあり、1 日の気温差も大きくなっています。また、高温多湿で降雨量も多く、冬の積雪は平坦部で 1.5m、山間部で 2.5m に達し、根雪期間は 12 月下旬から 3 月下旬に及び、全域が特別豪雪地帯に指定されています。

ウ 主要交通網

道路交通網は、磐越自動車道、国道 49 号、国道 459 号、主要地方道新発田津川線、県道室谷津川線を幹線道路として、それに通じる県道・町道・農道及び林道から成り立っています。

公共交通機関は、JR 東日本磐越西線、新潟交通観光バス(株)による路線バスや町が運営するコミュニティバス、デマンドバスなどが運行しています。人口減少やマイカーの普及による利用者の減少により、公共交通機関の維持が課題となっており、全体的な公共交通体系の再構築を進めています。



図 2 阿賀町の主要交通網

(2) 社会的特色

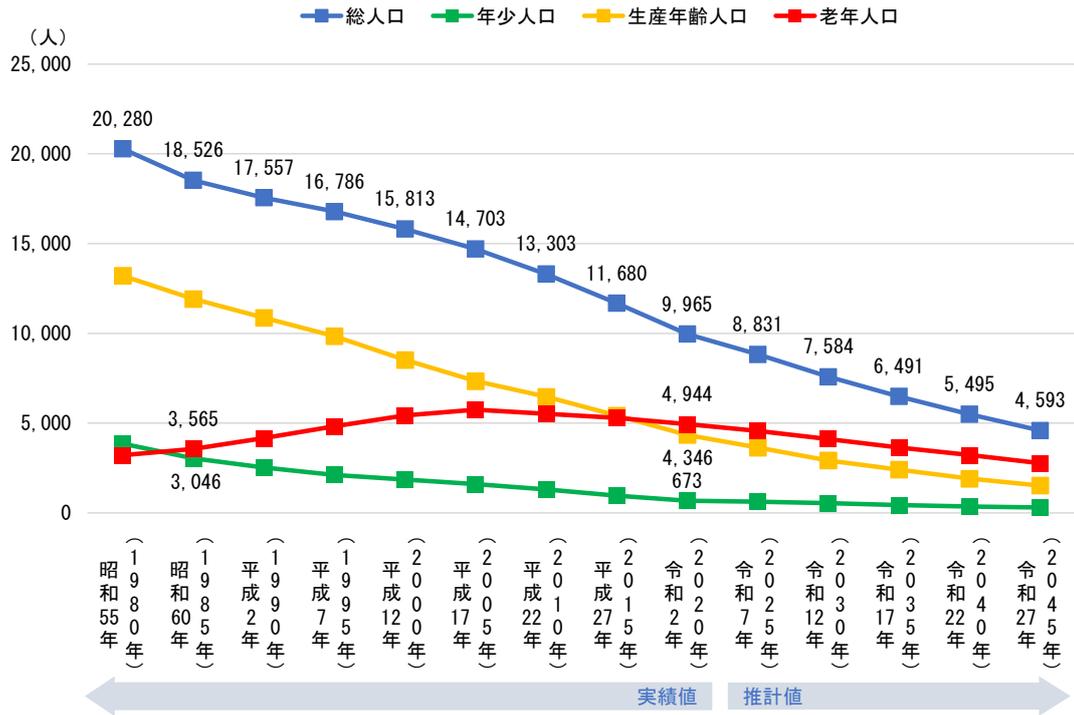
人口は、昭和 55 年には 20,280 人でしたが、令和 2 年には 9,965 人と 10,000 人を下回り、40 年間で半数以下の約 49%に減少しています。

年齢 3 区分別人口の構成比をみると、令和 2 年の国勢調査において、年少人口（0 歳～14 歳）は 673 人（6.8%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 4,346 人（43.6%）、老年人口（65 歳以上）は 4,944 人（49.6%）となっており、2 人に 1 人が 65 歳以上という高齢化率の高さを示しています。

令和 27 年までの推計で、今後さらに人口減少・少子高齢化が進むことが推測されます。

世帯数は昭和 55 年の 5,653 世帯から令和 2 年の 4,061 世帯と 40 年間で 1,592 世帯、約 28%が減少しています。また、1 世帯あたりの人員が 3.59 人から 2.45 人へと減少しています。

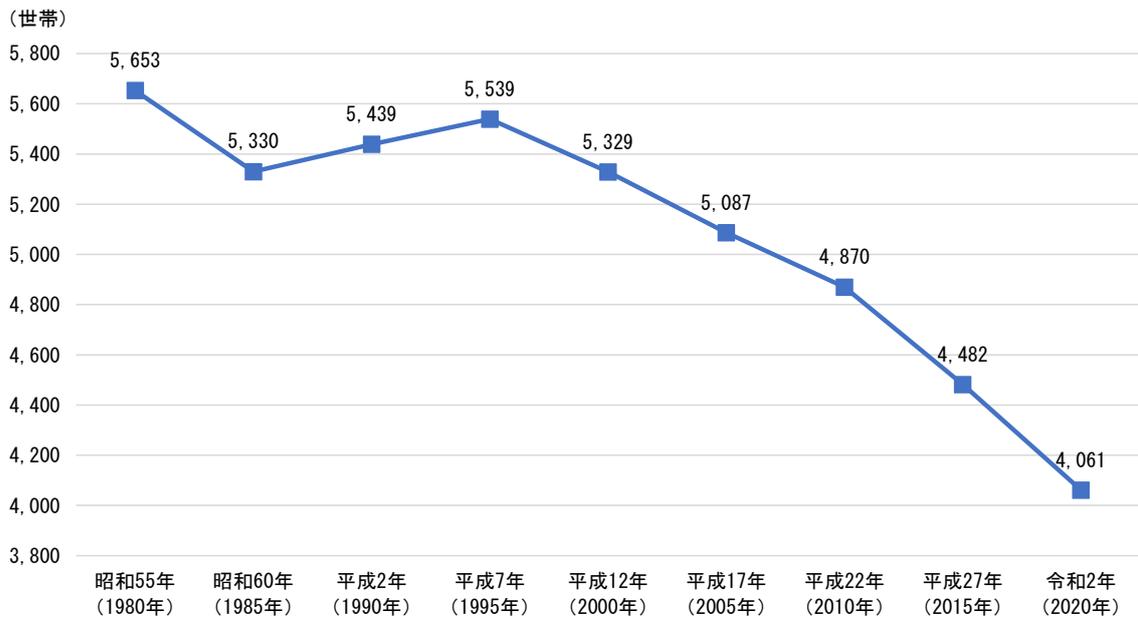
人口の減少率に対して世帯数の減少率が低いのは、生活様式の多様化や地域経済の衰退に伴う若年層の流出による世帯分離や、高齢単身者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などが要因と考えられます。



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】 2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

出典：「RESAS」のデータを基に作成

図3 年齢3区分別人口の推計



出典：総務省「国勢調査」

図4 世帯数の推移

(3) 経済的特色

就業者数 4,469 人の割合は、第 1 次産業 356 人 (8.0%)、第 2 次産業 1,415 人 (31.5%)、第 3 次産業 2,675 人 (60.0%) で構成されています。

表 2 産業別就業者数

産業区分	就業者数 (人)	割合 (%)	就業区分
第 1 次産業	356	8.0	農業・林業等
第 2 次産業	1,415	31.5	建設業・製造業等
第 3 次産業	2,675	60.0	観光・小売業等
分類不能の産業	23	0.5	-
合計	4,469	100.0	

出典：総務省「令和 2 年国勢調査」

ア 農業

農家数及び経営耕地面積はともに減少傾向にあります。平成 17 年の総農家数は 1,449 戸、販売農家数は 749 戸、経営耕地面積は 72,746a であったのに対して、令和 2 年はそれぞれ 738 戸、328 戸、61,629a となっています。

農家数の減少の主な理由としては、就業者の高齢化や後継者不足による農家の減少が挙げられます。阿賀町では、農業に関する現状と課題を踏まえて、農業生産環境等の整備を推進しています。

表 3 農家数及び経営耕地面積の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総農家数 (戸)	1,449	1,266	1,009	738
販売農家数 (戸)	749	615	465	328
経営耕地面積 (a)	72,746	72,067	68,313	61,629

出典：農林水産省「2005 年～2020 年農林業センサス」

イ 林業

新潟県「地域森林計画書」による林野面積は 89,291ha であり、林野率は総土地面積の 93.7%を占めています。また、過去 20 年間における林野面積の推移はほぼ横ばいです。

一方で、「農林業センサス」による林業経営体は大幅な減少傾向にあり、令和 2 年は、平成 17 年の 161 件から 5 分の 1 以下の 30 件になっています。木材価格の低迷等による採算性の悪化が理由です。

林業経営体の減少により、林業生産活動が停滞し、森林施業が行き届かなくなることで、森林本来の多面的な機能の発揮に支障をもたらすことが懸念されます。阿賀町では、農業も含めて担い手の育成や法人化等の共同経営の促進等を推進しています。

表 4 林業経営体件数と所有形態別林野面積

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
林業経営体 (件)	161	115	77	30
林野面積 (ha)	89,778	89,400	89,331	89,291
国有林 (ha)	32,352	32,027	32,028	32,028
民有林 (ha)	57,426	57,373	57,302	57,262

出典：農林水産省「2005 年～2020 年農林業センサス」(林業経営体)
新潟県「地域森林計画」(林野面積)

ウ 建設業

令和 2 年の建設業における従業者数は 650 人です。また、平成 28 年における事業所数は 95 件、売上(収入)金額は 58 億円です。事業所数と従業者数は減少しています。売上(収入)金額は平成 24 年から平成 28 年にかけて増加していますが、昨今は建設市場の縮小や公共事業の減少により厳しい経営状況におかれています。

阿賀町では、建設業の経営基盤の強化の推進や新技術の活用、技術者の育成支援を推進しています。

表 5 建設業における事業者数、従業者数及び売上(収入)金額

	平成 24 年	平成 28 年	令和 2 年(参考)
事業所数	101	95	—
従業者数(人)	690	692	650
売上(収入)金額(百万円)	4,588	5,800	—

※売上(収入)金額は、外国の会社及び法人でない団体を除いた事業所のうち、支所・支社・支店を持たない単独事業所のみを記載(対象となる事業所数 平成 24 年：79 平成 28 年：72)

出典：経済産業省「平成 24 年及び平成 28 年経済センサス-活動調査」
総務省「令和 2 年国勢調査」

エ 製造業

令和2年の製造業における事業所数は23件、従業者数は496人、製造品出荷額等は49億8,905万円です。近年は事業所数、従業者数、製造品出荷額等いずれも減少傾向にあります。

町内の工業団地への優良企業の誘致に努めているものの、低賃金の海外生産への移行や、県内にも多数の未分譲工業団地が存在しているなど、工業団地の供給過多などの理由から誘致は難しい状況にあります。

阿賀町では、中小商工業者の経営安定に向けた支援や起業促進・雇用促進の支援等、経営基盤の強化を推進しています。

表6 製造業における事業者数、従業者数及び製造品出荷額等

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事業所数	23	26	25	24	23
従業者数(人)	540	587	570	547	496
製造品出荷額等(万円)	543,586	509,766	515,119	521,548	498,905

※従業者4名以上の事業所を対象

※事業所数及び従業者数は調査年の6月1日時点の値、製造品出荷額は調査前年の1月～12月の実績値

出典：経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査(製造業)」(平成28年データ)
経済産業省「2017年～2020年工業統計」(平成29年～令和2年データ)

オ 卸売業・小売業

令和2年の卸売業・小売業における従業者数は468人です。また、平成28年における事業所数は129件、年間商品販売額は84億3,800万円です。近年は事業所数、従業者数、年間商品販売額いずれも減少傾向にあります。

津川地区の国道49号を中心とした郊外型大型店やコンビニエンスストアで積極的な購買が図られているものの、高速道路の利用や近隣自治体での大型店舗進出により都市部へ流出する購買層が増加しており、空店舗の発生などの問題が起きています。

表7 卸売業・小売業における事業者数、従業者数及び売上(収入)金額

	平成24年	平成26年	平成28年	令和2年(参考)
事業所数	151	139	129	—
従業者数(人)	626	590	584	468
年間商品販売額(百万円)	8,996	8,803	8,438	—

出典：経済産業省「平成24年及び平成28年経済センサス-活動調査(卸売業・小売業)」
経済産業省「平成26年商業統計」
総務省「令和2年国勢調査」

カ 観光業

阿賀町は美しい自然環境に恵まれており、特に1878（明治11）年、英国人イザベラ・バードが著書「日本奥地紀行」の中で『廃墟なきライン河』と称え、「ライン下り」の名の由来となった阿賀野川ラインが観光の中心ですが、それだけにとどまらず町全体が豊かな観光資源の宝庫となっています。

また、阿賀町は越後山脈と飯豊連峰という2つの火山系の山々の間に位置していることから、良質な温泉が豊富で、きりん山、津川、角神、御神楽、三川温泉等の温泉地が多数あり、温泉を利用した保養施設の整備のほか、三川温泉スキー場があり、四季を通じた観光基盤の整備が進められています。

さらに、越後と会津の両属の文化と古い歴史を有し、江戸時代は宿場町・河港町として栄え、往時の河港跡・旧会津街道・津川城跡などの史跡もあり、歴史と文化に満ちた町としての側面を有しています。

イベント観光としては、県内外から5万人を超える人々が訪れる「つがわ狐の嫁入り行列」や、四百年の伝統を持つ「ショウキ祭」等、地域の特性を活かした多彩な行事が行われています。



写真1 つがわ狐の嫁入り行列

(4) 行政上の地域指定

阿賀町は、以下の地域指定を受けています。

- ・過疎地域
- ・特別豪雪地帯
- ・辺地地域（一部）
- ・山村振興地域（一部）
- ・特定農山村地域 等

(5) バイオマス活用に関する近年の動向

ア 中間処理施設の統合

現在、一般廃棄物の焼却は町内の中間処理施設（阿賀町クリーンセンター）で行っています。今後は、高度処理が可能な大規模な焼却施設での処理によるダイオキシン類の排出削減や、公共事業のコスト縮減などを図るため、新たに五泉市内に建設される中間処理施設にて3市町（阿賀町・五泉市・阿賀野市）の広域共同処理を行うこととなりました。新たな中間処理施設は令和7年度より供用を予定しています。

廃棄物処理による環境負荷の低減や運搬コストの削減の観点から、廃棄物を可能な限り減らすことが求められます。廃棄物の削減方法の一つとして、廃棄物系バイオマスの活用が挙げられることから、積極的な活用の促進が必要です。

イ 「阿賀悠久の森」プロジェクト

平成22年に策定した「阿賀町バイオマスタウン構想」に基づき、健全な森林育成を図りながら、その過程で発生する「木質バイオマス」をエネルギーとして利活用することで、製造から消費までを行う「エネルギー循環型のまちづくり」を推進しています。

本プロジェクトでは、以下の2つを進めています。

- ①間伐を推進することで森林を健全な状態に誘導しながら「未来に残せる森づくり」
- ②「木質ペレット」を利用した温室効果ガスの排出削減

また、このプロジェクトから生まれた「阿賀悠久の森クレジット」（新潟県版 J-クレジット）の販売によって得られる資金は、森林整備の拡大や木質バイオマスの利用促進に活用することで、地球温暖化防止に繋がっています。

全国的に脱炭素化に向けた戦略策定や取り組みが実施される中で、J-クレジットのニーズは今後さらに高まると考えられることから、引き続きプロジェクトを推進していきます。

表 8 阿賀悠久の森プロジェクトの実績（令和4年7月時点）

プロジェクト事業者	阿賀町
プロジェクト名	阿賀悠久の森クレジット
対象森林面積	71.22ha（森林吸収系※：上記①に該当）
対象ペレットボイラー数	7台（排出削減系※：上記②に該当）
クレジット発行数	森林吸収系：7,711 t-CO ₂ （令和4年7月現在） 排出削減系：1,886 t-CO ₂ （令和4年7月現在）
クレジット代金	森林吸収系：1 t-CO ₂ あたり 10,000 円（税込） 排出削減系：1 t-CO ₂ あたり 3,000 円（税込） （購入量によって割引あり）

※カーボン・オフセット制度には、森林管理による「森林吸収系プロジェクト」と再生可能エネルギーの使用による「排出削減系プロジェクト」の2種類があります。

出典：新潟県 HP「新潟県カーボン・オフセット制度 登録プロジェクト等一覧」

5 バイオマスの活用の現状と課題

(1) 現状

阿賀町のバイオマスの賦存量は、年間約 33,709t と推計されます。

そのうち、利用量は年間約 25,415t と推計されます。およそ 75%が利用されています。

表 9 阿賀町のバイオマスの賦存量及び利用量

バイオマス	賦存量			利用量				
	重量 (t)	炭素量 (t-C)	二酸化炭素量 (t-CO ₂)	重量 (t)	炭素量 (t-C)	二酸化炭素量 (t-CO ₂)	利用方法	利用率 (%)
廃棄物系バイオマス	18,076.8	940.3	3,450.7	13,150.2	822.6	3,019.1		72.7%
家畜排せつ物 (牛)	12,647.1	754.7	2,769.6	12,647.1	754.7	2,769.6	堆肥化	100.0%
家庭系生ごみ	325.2	14.4	52.8	4.4	0.2	0.7	堆肥化(家庭にて)	1.4%
事業系生ごみ	121.7	5.4	19.7	0.0	0.0	0.0		0.0%
下水汚泥等	4,795.4	73.7	270.3	354.8	5.5	20.0	資源化(公共下水汚泥の委託業者にて)	7.4%
廃食用油 (一般家庭)	15.6	11.1	40.8	0.0	0.0	0.0		0.0%
廃食用油 (事業所)	24.6	17.6	64.6	1.2	0.8	3.1	飼料化等	4.8%
建設発生材	141.1	62.1	228.0	136.6	60.2	220.8	燃料化	96.8%
製材残材	6.0	1.3	4.9	6.0	1.3	4.9	敷料	100.0%
未利用系バイオマス	15,631.8	3,696.6	13,566.3	12,264.5	3,016.0	11,068.6		78.5%
稲わら	3,583.9	1026.1	3,765.7	3,583.0	1025.8	3,764.7	農地還元、堆肥・有機質肥料	100.0%
もみ殻	717.9	205.5	754.3	708.9	202.9	744.8	農地還元、堆肥、家畜敷料	98.7%
間伐材	11,045.6	2403.1	8,819.3	7,930.5	1725.4	6,332.1	ペレット・チップ化	71.8%
ダム流木	284.4	61.9	227.1	42.2	61.9	227.1	おが粉化(敷料)	14.8%
合計	33,708.6	4,636.8	17,017.1	25,414.7	3,838.6	14,087.7		75.4%

ア 家畜排せつ物（牛）

阿賀町内には肉用牛の畜産経営体が3件あり、年間約12,650tの家畜排せつ物が発生しています。全ての家畜排せつ物は堆肥利用組合において堆肥化を行っており、利用率は100%となっています。

イ 家庭系生ごみ

年間約325tの家庭系生ごみが発生しています。家庭系生ごみは阿賀町クリーンセンターにて焼却処分しています。なお、阿賀町では家庭用の生ごみ処理装置の助成を行っていますが、町内における普及率は1.4%程度と考えられ、家庭用生ごみの利用率は同様に1.4%程度と想定されます。

ウ 事業系生ごみ

年間約122tの事業系生ごみが発生しています。事業系生ごみは全て、阿賀町クリーンセンターにて焼却処分されています。令和2年度までは、学校給食センターから発生する生ごみを阿賀町汚泥再生センターに搬入して堆肥化を行っていましたが、汚泥再生センターの基幹改良工事に伴い、令和3年度から受け入れを廃止し、クリーンセンターでの焼却処分を行っています。

エ 下水汚泥等

年間約4,795tの下水汚泥等が発生しています。下水汚泥等（生し尿、浄化槽汚泥、農林集汚泥）は、阿賀町汚泥再生センターで処理を行っています。汚泥再生センターでは令和2年度までは公共下水汚泥の処理を行っていましたが、基幹改良工事に伴い、令和3年度より公共下水汚泥は処分を外部に委託しています。外部の業者にて、公共下水汚泥の資源化を行っています。

オ 廃食用油（一般家庭）

年間約16tの廃食用油が一般家庭から発生していますが、未利用です。今後は人口の減少に伴い、発生量の縮小が見込まれます。

カ 廃食用油（事業所）

年間約25tの廃食用油が阿賀町内の飲食店や宿泊業者、学校給食センターから発生しています。全体の約5%にあたる学校給食センターから発生した廃食用油は、外部で飼料化及び燃料化を行っています。

キ 建設発生材

年間約141tの建設発生材が発生しています。そのうち、約97%が燃料化などで利用されています。

ク 製材残材

年間約 6t の製材残材が発生しています。発生量の全てが家畜敷料として利用されています。

ケ 稲わら

年間約 3,584t の稲わらが発生しています。発生量のほぼ全てがすき込みなどによる農地還元などに利用されています。

コ もみ殻

年間約 718t のもみ殻が発生しています。発生量のうち約 99%が農地還元や堆肥化、家畜敷料に利用されています。

サ 間伐材

年間約 11,046t の間伐材が発生しています。発生量のうち約 72%は燃料化などに利用されています。計画的な森林管理の推進により、利用間伐面積（利用を目的とした間伐を行う面積）が年々増加していることから、今後も間伐材の利活用が見込まれます。

シ ダム流木

阿賀町内にある揚川ダム、鹿瀬ダム、豊実ダムを対象とした場合、年間約 284t のダム流木が発生しています。発生量のうち、約 15%がおが粉化され、一部が阿賀町内の畜産農家で利用されています。

(2) 課題

バイオマスの活用の現状と、阿賀町のバイオマス活用に関する近年の動向、及び社会情勢等を踏まえて、以下の3つの課題が挙げられます。

ア 木質バイオマスの利活用

間伐材においては、比較的利用率は高い状況ですが、今後も、更なる間伐材の発生と脱炭素化に向けた木質バイオマスとしての利用が見込まれます。また、間伐材の利活用に加えて、主伐や更新伐の促進も必要となります。

イ CO₂吸収量の増進と活用

間伐等の実施により健全な森林育成が図られることで、森林におけるCO₂の吸収量の増加が見込まれることから、「阿賀悠久の森クレジット」(新潟県版J-クレジット)を踏まえた取り組みが必要と考えられます。

また、阿賀町内の森林の育成状況を踏まえると、今後は間伐だけでなく主伐や更新伐、再造林による森林育成の促進が必要になります。

ウ 循環資源の活用

現在、阿賀町内で発生している生ごみ、廃食用油の利用率が低い状況です。

令和7年度より、新たに五泉市内に建設される中間処理施設において処理されることを踏まえると、廃棄物処理による環境負荷の低減や運搬コストの削減の観点から、廃棄物を可能な限り削減することが求められます。

6 バイオマスの利活用に関する取り組みの方針と内容

(1) 取り組みの方針

阿賀町におけるバイオマスの現状及び課題を踏まえて、バイオマスの利活用に向けて以下の3つの取り組み方針を定めます。

ア 木質バイオマスの利活用の促進

- ・一般家庭や民間事業所などにおける木質バイオマスの導入を引き続き進めます。
- ・バイオマス発電の導入に向けた取り組みを推進します。
- ・木質バイオマスの利活用によって削減されたCO₂の削減量はJ-クレジット制度で活用します。

イ CO₂吸収量の増進と活用の促進

- ・主伐及び更新伐と再造林の促進など、適切な森林管理を行うことで森林によるCO₂の吸収量の増進を促進します。
- ・CO₂の吸収量はJ-クレジット制度で活用します。

ウ 循環資源の活用の促進

- ・4Rの推進やごみの分別方法の徹底により、家庭から排出されるごみの量を削減します。
- ・新たな中間処理施設における廃棄物発電や売電を推進します。

4Rとは、Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の頭文字の4つのRから4Rと呼んでいます。
○Refuse「リフューズ」
<u>ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない。断る。</u> ・マイバックを持ち歩いて、レジ袋を断る ・水筒・マイボトルを持ち歩いて、缶・びん・ペットボトル飲料の購入を控える など
○Reduce「リデュース」
<u>ごみを減らす、ものを大事に使う。できるだけごみを出さない生活をする。</u> ・食品はトレイやパックに入ったものはなるべく買わず、ばら売りのものを選ぶ ・洗剤やシャンプーなどは容器入りを毎回買わず、詰め替え用を選ぶ など
○Reuse「リユース」
<u>繰り返し使用する。修理して使う、人に譲る。リユースできるものを使う。</u> ・フリーマーケットを利用する ・周りで必要としている人に譲る など
○Recycle「リサイクル」
<u>なるべく捨てない。リサイクルできるものは分別する。リサイクル品を買って循環の輪をつなげる。</u> ・リサイクル品を購入して、資源を循環させる ・缶・びん・ペットボトル・紙類などは、きちんと分別して出す など

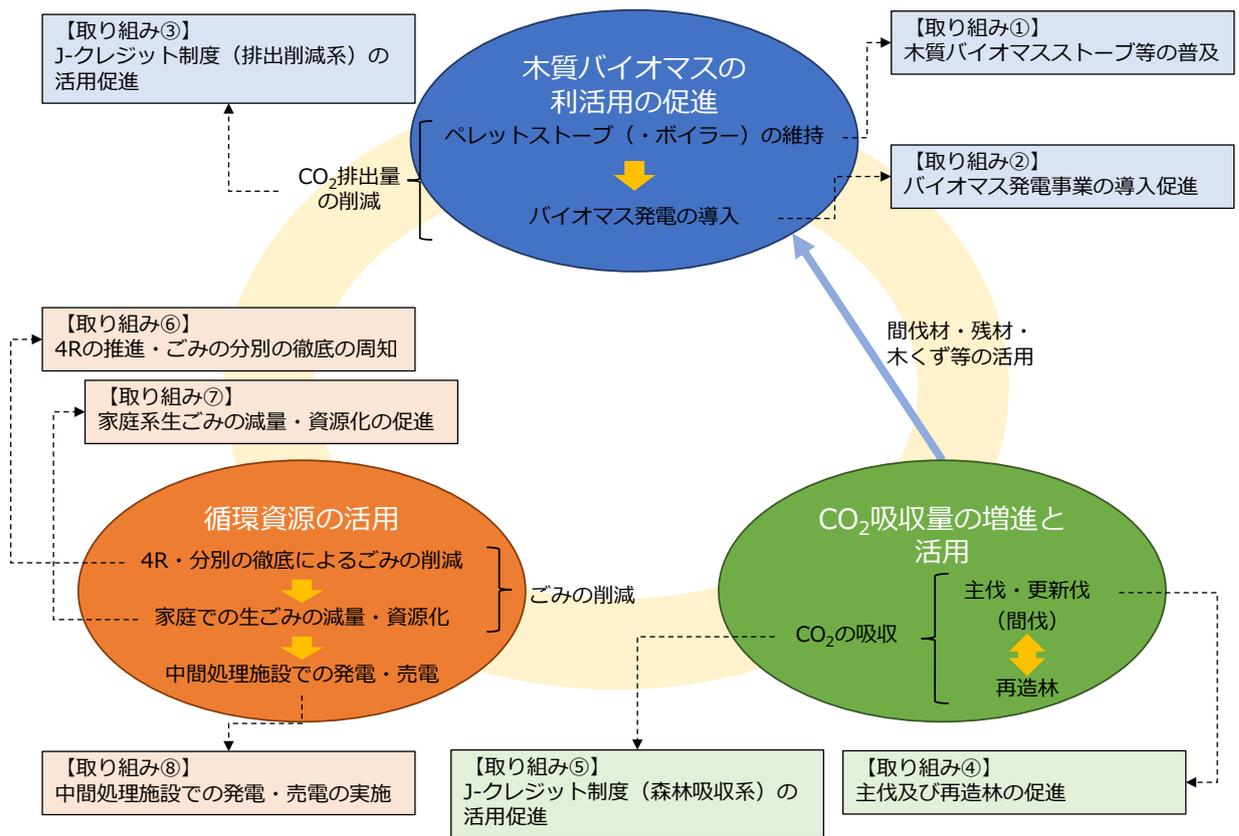


図 5 バイオマスの利活用に関する取り組みの方針

(2) 具体的な取り組みの内容及び工程

ア 取り組み内容

計画期間内に予定している取り組みは以下の通りです。

【木質バイオマスの利活用の促進】

取り組み①：木質バイオマスストーブ等の普及（短期的な取り組み）	
主体	阿賀町農林課
概要	平成 24 年度から実施している「阿賀町ペレットストーブ購入補助金」事業の継続とペレットストーブの普及を行います。阿賀町の木質バイオマス燃料等製造施設で生産された木質ペレットを利用することで、町内の間伐を促進し、地球温暖化の抑制を図ります。 普及に向けて、引き続き阿賀町役場等でペレットストーブを使用します。
【参考】 補助金の 予算額	400 千円（令和 4 年度当初予算）：年間 2 台程度の補助 200 千円（平成 31～令和 3 年度当初予算）：年間 1 台程度の補助 400 千円（平成 29、30 年度当初予算）：年間 2 台程度の補助 800 千円（平成 28 年度当初予算）：年間 4 台程度の補助 1,600 千円（平成 27 年度当初予算）：年間 8 台程度の補助 出典：阿賀町一般会計予算
目標	・阿賀町ペレットストーブ購入補助金の予算額の確保 ・同補助金の活用実績の増加

取り組み②：バイオマス発電事業の導入促進（中期～長期的な取り組み）	
主体	阿賀町農林課、民間事業者
概要	バイオマス発電事業の導入（発電所の誘致、あるいは町外の発電所への木材の搬出等）に向けて、段階的に取り組みを行います。 ・発電所の誘致あるいは木材の搬出に向けた方針等の検討 ・情報収集及び情報発信等の実施 ・発電事業者あるいは木材の搬出先の検討 ・事業内容の検討
目標	・問合せ件数の増加 ・町内におけるバイオマス発電施設の稼働／バイオマス発電施設への木材供給先の確保

取り組み③：J-クレジット制度（排出削減系）の活用促進（短期～長期的な取り組み）	
主体	阿賀町農林課
概要	既に実施しているペレットボイラー等の導入による排出削減系のクレジットの発行を引き続き行います。 また、これまでの企業や自治体へのクレジットの販売実績や手法等を活かして、脱炭素化を目指す他自治体や企業等へのクレジットの販売も積極的に行います。
クレジット 発行数	1,886 t-CO ₂ （排出削減系） ※令和4年7月時点 ※平成25～令和2年度の発行数 ※対象ペレットボイラー数：7台 ※1t-CO ₂ あたり3,000円（税込） 出典：新潟県HP「新潟県カーボン・オフセット制度 登録プロジェクト等一覧」 ※J-クレジットの申請は8年後に実施
クレジット 販売数	344 t-CO ₂ ※令和4年度までの実績
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行数の維持 ・クレジット販売数の増加（前年度比で増加）

【CO₂吸収量の増進と活用の促進】

取り組み④：主伐及び再造林の促進（短期的な取り組み）	
主体	阿賀町農林課
概要	平成 18 年度から実施している「郡内産材「東蒲杉」利用住宅等建築奨励事業補助金」事業の継続を行います。東蒲原郡内の木である「東蒲杉」の利用拡大と林業の活性化を図るため、「東蒲杉」の利用と木材乾燥による高品質化を進めます。併せて、再造林を促進します。 普及に向けて、町民、事業者、工務店等に対して広報活動等を行います。
【参考】 補助金の 予算額	500 千円（平成 29～令和 4 年度当初予算）：年間 1 件程度の補助 1,000 千円（平成 27、28 年度当初予算）：年間 2 件程度の補助 出典：阿賀町一般会計予算
目標	・ 郡内産材「東蒲杉」利用住宅等建築奨励事業補助金の予算額の確保 ・ 同補助金の活用実績の増加

取り組み⑤：J-クレジット制度（森林吸収系）の活用促進（短期～長期的な取り組み）	
主体	阿賀町農林課
概要	既に実施している、間伐の推進による健全な森林整備での森林吸収系のクレジットの発行を引き続き行います。また、取り組み④による主伐の促進と併せて発行数（森林吸収量）の増加を目指します。 また、取り組み③と併せ、これまでの企業や自治体へのクレジットの販売実績や手法等を活かして、脱炭素化を目指す他自治体や企業等へのクレジットの販売も積極的に行います。
クレジット 発行数	7,711t-CO ₂ （森林吸収系） ※令和 4 年 7 月時点 ※平成 25～令和 2 年度の発行数は 5,420 t-CO ₂ ※対象森林面積：71.22ha ※1t-CO ₂ あたり 10,000 円（税込） 出典：新潟県 HP「新潟県カーボン・オフセット制度 登録プロジェクト等一覧」
クレジット 販売数	1,882 t-CO ₂ ※令和 4 年度までの実績
目標	・ クレジット発行数の増加 ・ クレジット販売数の増加（前年度比で増加）

【循環資源の活用の促進】

取り組み⑥：4Rの推進・ごみの分別の徹底の周知（短期的な取り組み）																			
主体	阿賀町町民生活課・学校教育課・行政区等																		
概要	<p>家庭からのごみの量を減らすために、4Rの推進に向けた普及啓発活動やごみの分別の徹底の周知を行います。</p> <p>特に、令和7年度から供用を開始予定の中間処理施設への搬入においては、「プラスチック製容器包装」を新たに分類に加える検討が進められていることから、新たなごみの分別方法の周知等に合わせて、効果的に実施します。</p> <p>また、次世代を担う子どもたちに向けて、小中学校における環境教育等にも取り組みます。</p>																		
【参考】 ごみ原単位の推移 ※町民一人当たりの1日のごみの量	<table border="1"> <caption>ごみ原単位 (g/人/日)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ごみ原単位 (g/人/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>828.3</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>825.6</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>796</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>792</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>797.2</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>795.4</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>773.6</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>736.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	ごみ原単位 (g/人/日)	H26	828.3	H27	825.6	H28	796	H29	792	H30	797.2	R1	795.4	R2	773.6	R3年度	736.2
年度	ごみ原単位 (g/人/日)																		
H26	828.3																		
H27	825.6																		
H28	796																		
H29	792																		
H30	797.2																		
R1	795.4																		
R2	773.6																		
R3年度	736.2																		
目標	・ごみ原単位の減少																		

※4Rの説明はP17を参照。

取り組み⑦：家庭系生ごみの減量・資源化の促進（短期的な取り組み）							
主体	阿賀町町民生活課						
概要	家庭からの生ごみの減量・資源化を進めるため、一部の地域では合併前から実施している「生ごみ処理装置設置奨励事業（生ごみ処理装置補助金）」の継続・普及を行います。普及に向け、取り組み⑥と併せて、町民に対して広報活動等を行います。						
【参考】 補助金の 予算額	<table border="0"> <tr> <td>99 千円（令和 4 年度当初予算）</td> <td>33 千円（令和 3 年度当初予算）</td> </tr> <tr> <td>3 千円（令和 2 年度当初予算）</td> <td>6 千円（平成 29～31 年度当初予算）</td> </tr> <tr> <td>12 千円（平成 28 年度当初予算）</td> <td>9 千円（平成 27 年度当初予算）</td> </tr> </table> <p>出典：阿賀町一般会計予算</p> <p>※補助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器（コンポスト等） <p>1 個につき、3,000 円を限度として、購入費の 2 分の 1（千円未満切捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動生ごみ処理機 <p>1 世帯につき、30,000 円を限度として、購入費の 2 分の 1（千円未満切捨て）</p>	99 千円（令和 4 年度当初予算）	33 千円（令和 3 年度当初予算）	3 千円（令和 2 年度当初予算）	6 千円（平成 29～31 年度当初予算）	12 千円（平成 28 年度当初予算）	9 千円（平成 27 年度当初予算）
99 千円（令和 4 年度当初予算）	33 千円（令和 3 年度当初予算）						
3 千円（令和 2 年度当初予算）	6 千円（平成 29～31 年度当初予算）						
12 千円（平成 28 年度当初予算）	9 千円（平成 27 年度当初予算）						
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理装置補助金の予算額の確保 ・同補助金の活用実績の増加 						

取り組み⑧：中間処理施設での発電・売電の実施（中期～長期的な取り組み）	
主体	阿賀町（五泉地域衛生施設組合）
概要	<p>令和 7 年度から供用を開始予定の中間処理施設では、効率の高い発電設備を採用し、施設の使用電力を賄うとともに余剰電力は売電することとしています。</p> <p>取り組み⑥⑦にてごみの量を削減したうえで、エネルギー回収型廃棄物処理施設において、ごみを焼却処理する際に発生する熱を利用して発電を行い、得られた電力は施設内の動力として利用するとともに余剰電力は売電を行います。資源の最大限の活用と CO₂ 排出量の削減に繋がります。</p> <p>五泉市と阿賀野市と共に具体的な計画の検討を行い、供用開始後は発電・売電を行っていきます。</p>
中間処理 施設の概 要	<p>処理能力：エネルギー回収型廃棄物処理施設 122t/日（61t/日×2 炉）</p> <p>マテリアルリサイクル推進施設 11t/日</p> <p>焼却方式：全連続式ストーカ式燃焼方式</p> <p>余熱利用：蒸気タービン発電</p> <p>発電能力：約 2,300kW</p> <p>出典：五泉地域衛生施設組合 中間処理施設建設工事 HP 「工事概要」</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・売電等に係る具体的な計画の検討の実施 ・焼却熱利用による CO₂ 排出量の削減

イ 工程

取り組み項目ごとの実施スケジュールは以下の通りです。

表 10 工程表

取り組み項目	5	7	9	11	13 (年度)
①木質バイオマスストーブ等の普及	補助金事業の継続				
②バイオマス発電事業の導入促進	方針検討	情報収集・発信	事業者の検討	事業内容の検討・事業化	
③J-クレジット制度(排出削減系)の活用促進	クレジットの発行 販売促進				
④主伐及び再造林の促進	補助金事業の継続				
⑤J-クレジット制度(森林吸収系)の活用促進	クレジットの発行 販売促進				
⑥4Rの推進・ごみの分別の徹底の周知	事前検討	4Rの普及啓発・ごみの分別方法の周知			
		※令和7年度より中間処理施設の供用開始予定			
⑦家庭系生ごみの減量・資源化の促進	補助金事業の継続・普及				
⑧中間処理施設での発電・売電の実施	検討	発電・売電の実施			

→ : 関連する項目

※4Rの説明はP17を参照。

(3) バイオマス利活用に向けた目標の設定

バイオマス利活用に向けた取り組みの進捗状況を把握し、分析するために目標を設定します。

目標は、「5 (1) 現状」における「バイオマスの賦存量及び利用量」を基にした 10 年後のバイオマスの利活用目標と、本章の「6 (2) 具体的な取り組みの内容及び工程」にて設定した取り組み目標の 2 種類とします。

バイオマスの利活用目標ではバイオマスの利活用の状況を、取り組み目標では取り組みの進捗状況とバイオマスの利活用によって波及する効果を把握します。

ア バイオマスの利活用目標

バイオマスの利活用目標は、10 年後の利用率とします。

「阿賀町バイオマスタウン構想」からの更新に当たり、賦存量と利用量の算出に関して、構想の策定当時（平成 22 年度）に設定した目標値と現状（令和 4 年度）で、数値の乖離が見られました。これは、社会情勢の変化や使用する設備の更新、算出に使用する統計の廃止や変更によるものです。これを踏まえて、10 年後の賦存量を推計することは困難であると判断し、利用率のみを目標とすることとしました。

利用率は取り組みの実施を踏まえて設定しています。特に、「家庭系生ごみ」「事業系生ごみ」「下水汚泥等※」「間伐材」は取り組みによる利用率の増加を見込んでいます。また、取り組みによる建設発生材や製材残材、間伐材の賦存量（発生量）の増加も考慮しています。

なお、取り組みに該当しないバイオマスに関しても、利用方法の検討を行い、利活用を進めていきます。

※下水汚泥等は一部を焼却処分することから、取り組み⑧における利用を考慮しています。

表 11 バイオマスの利活用目標

バイオマス	現状							目標
	賦存量			利用量				利用率
	重量 (t)	炭素量 (t-C)	二酸化炭素量 (t-CO ₂)	重量 (t)	炭素量 (t-C)	二酸化炭素量 (t-CO ₂)	利用率 (%)	
廃棄物系バイオマス	18,076.8	940.3	3,450.7	13,150.2	822.6	3,019.1	72.7%	78.0%
家畜排せつ物 (牛)	12,647.1	754.7	2,769.6	12,647.1	754.7	2,769.6	100.0%	100.0%
家庭系生ごみ	325.2	14.4	52.8	4.4	0.2	0.7	1.4%	30.0%
事業系生ごみ	121.7	5.4	19.7	0.0	0.0	0.0	0.0%	10.0%
下水汚泥等	4,795.4	73.7	270.3	354.8	5.5	20.0	7.4%	15.0%
廃食用油 (一般家庭)	15.6	11.1	40.8	0.0	0.0	0.0	0.0%	5.0%
廃食用油 (事業所)	24.6	17.6	64.6	1.2	0.8	3.1	4.8%	5.0%
建設発生材	141.1	62.1	228.0	136.6	60.2	220.8	96.8%	100.0%
製材残材	6.0	1.3	4.9	6.0	1.3	4.9	100.0%	100.0%
未利用系バイオマス	15,631.8	3,696.6	13,566.3	12,264.5	3,016.0	11,068.6	78.5%	92.0%
稲わら	3,583.9	1026.1	3,765.7	3,583.0	1025.8	3,764.7	100.0%	100.0%
もみ殻	717.9	205.5	754.3	708.9	202.9	744.8	98.7%	100.0%
間伐材	11,045.6	2403.1	8,819.3	7,930.5	1725.4	6,332.1	71.8%	90.0%
ダム流木	284.4	61.9	227.1	42.2	61.9	227.1	14.8%	15.0%
合計	33,708.6	4,636.8	17,017.1	25,414.7	3,838.6	14,087.7	75.4%	85.0%

イ 取り組み目標

本章「6 (2) ア取り組み内容」に記載した取り組み目標を目標として設定します。

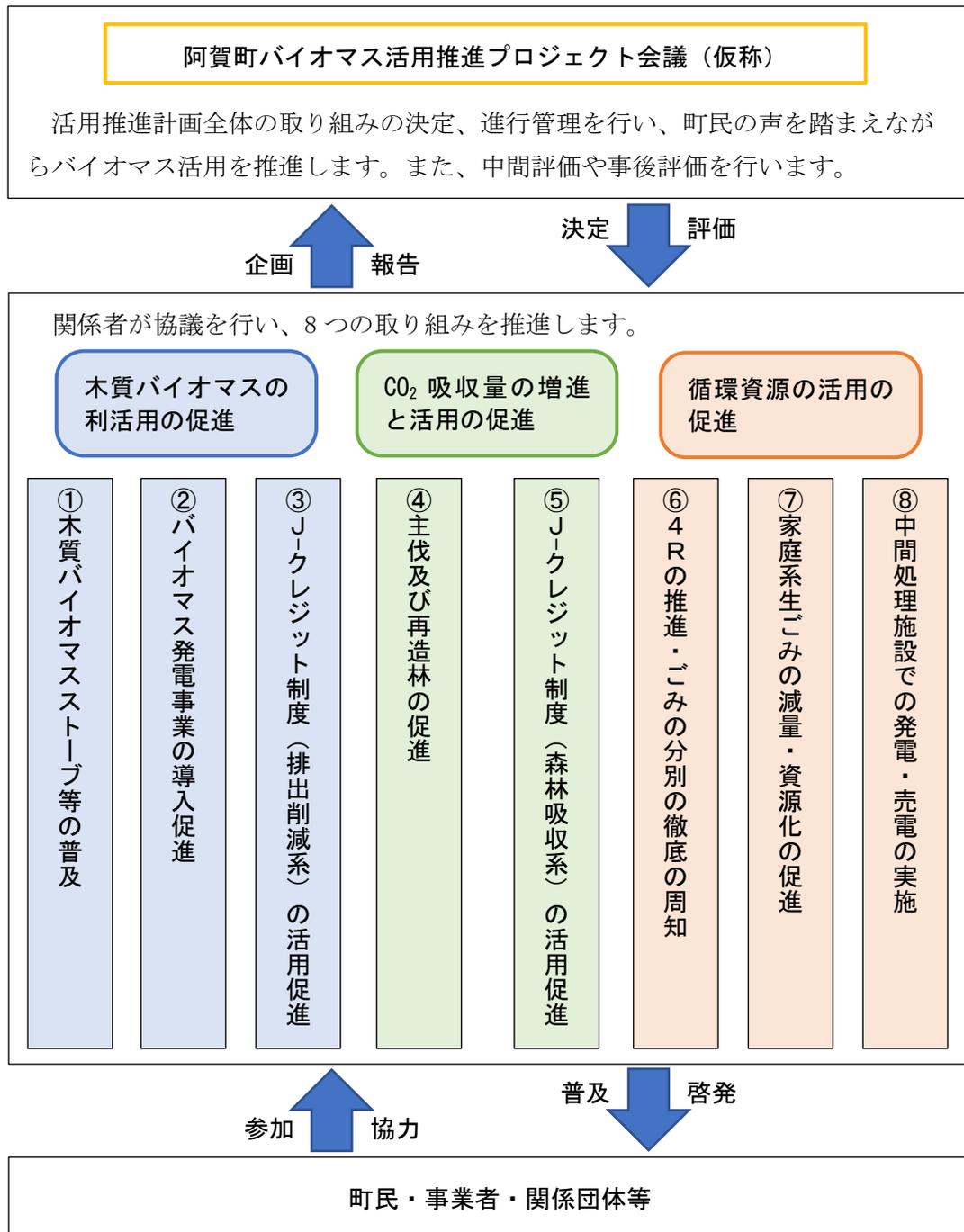
表 12 取り組み目標の一覧

取り組み項目	取り組み目標
①木質バイオマスストーブ等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・阿賀町ペレットストーブ購入補助金の予算額の確保 ・同補助金の活用実績の増加
②バイオマス発電事業の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ件数の増加 ・町内におけるバイオマス発電施設の稼働／バイオマス発電施設への木材供給先の確保
③J-クレジット制度(排出削減系)の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行数の維持 ・クレジット販売数の増加(前年度比で増加)
④主伐及び再造林の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・郡内産材「東蒲杉」利用住宅等建築奨励事業補助金の予算額の確保 ・同補助金の活用実績の増加
⑤J-クレジット制度(森林吸収系)の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行数の増加 ・クレジット販売数の増加(前年度比で増加)
⑥4Rの推進・ごみの分別の徹底の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ原単位の減少
⑦家庭系生ごみの減量・資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理装置補助金の予算額の確保 ・同補助金の活用実績の増加
⑧中間処理施設での発電・売電の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・売電等に係る具体的な計画の検討の実施 ・焼却熱利用によるCO₂排出量の削減

7 実施体制

令和4年度に阿賀町役場において関係課（総務課、町民生活課、農林課、まちづくり観光課、建設課、学校教育課）による「バイオマス活用推進計画策定プロジェクト会議」を開催し、バイオマス活用推進計画を策定しました。

今後は、同会議を引き続き開催して全庁で具体的な取り組みの方法等を検討するとともに、取り組みの実施にあたっては、町民、事業者、関係団体、学識経験者、行政等が課題・技術・情報を共有しながら進めます。



8 中間評価と事後評価の方法

阿賀町バイオマス活用推進計画の策定から5年が経過した時点で、バイオマスの利用量・利用率及び具体的な取り組み内容の進捗状況を把握し、必要に応じて目標や取り組み内容を見直す「中間評価」を行います。また、計画期間の最終年度において、バイオマスの利用量・利用率及び具体的な取り組み内容の進捗状況、本計画の取り組み効果の指標について把握し、事後評価時点の計画の進捗状況や取り組みの効果を評価します。

(1) 中間評価

計画期間の5年が終了する2027（令和9）年度に実施します。「6（3）ア バイオマスの利活用目標」に整理したバイオマスの種類ごとに5年経過時点での賦存量（発生量）、利用量、利用率を整理します。また、同じく「6（2）イ 工程」のスケジュールと「6（3）イ 取り組み目標」の取り組み目標について、進捗状況や達成状況を確認します。利用量が少なかったり、進捗が遅れていたりする場合は、課題を整理し、必要に応じて目標や取り組み内容を見直します。

ア 種類別のバイオマス利用状況

関係する事業者の運営状況、バイオマスに関する施設の利用状況等を踏まえて賦存量（発生量）及び利用量を算出します。

イ 取り組みの進捗状況

8つの取り組み項目ごとに取り組み進捗と、設定した取り組み目標の中間時点での達成状況を確認し、課題を整理します。

ウ 計画見直しの必要性

【課題への対応】

各取り組み項目の課題への対応方針を整理します。

【計画見直しの必要性】

課題への対応の結果を基に、阿賀町バイオマス活用推進計画の見直しの必要性について記載します。

(2) 事後評価

計画期間が終了する2032（令和14）年度に実施します。（1）の「ア 種類別のバイオマス利用状況」「イ 取り組みの進捗状況」に加え、評価指標により効果を測定します。また、計画期間全体の総合評価も行います。

ア 指標の設定

【バイオマス関連産業における雇用の創出効果】

「木質バイオマスの利活用の促進」及び「CO₂吸収量の増進と活用の促進」の取り組み全体を評価するために、バイオマス発電事業や林業の従事者の増加率を確認します。

【廃棄物処分コスト削減効果】

主に「循環資源の活用の促進」の取り組み全体を評価するために、廃棄物処分にかかるコストの削減率を確認します。

【CO₂排出量の削減効果】

すべての取り組みを評価するために、取り組みによって削減されたCO₂排出量を確認します。

イ 改善措置等の必要性

各取り組みの課題について、改善措置等を整理します。

ウ 総合評価

計画全体の達成状況について記載します。「イ 改善措置等の必要性」や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見通しについて整理します。

阿賀町バイオマス活用推進プロジェクト会議（仮称）に上記内容を報告し、次期計画策定に向けた課題整理や今後有効な取り組みについて検討し、結果を記載します。